委員会からのお知らせ

第249回食品安全委員会議事概要

■第249回食品安全委員会議事概要■
【農薬】【添加物】

日時：平成20年7月31日（木） 14：00 ～ 15：10
場所：食品安全委員会 大会議室
傍聴者数：16名

議事概要：

（1）農薬専門調査会における審議状況について
1）「アセキノシル」に関する意見・情報の募集について
2）「ピリブチカルブ」に関する意見・情報の募集について
・厚生労働省から説明。
・取りまとめられた評価書（案）について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>
1）殺虫剤（殺ダニ剤）で、りんご等に使用し、温州みかん、なす、茶等への適用拡大が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）も設定されています。
2）除草剤で、水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
○添加物
1）2，3－ジメチルピラジン
2）2，5－ジメチルピラジン
3）2，6－ジメチルピラジン
・事務局から説明。
・「食品の着香の目的で使用される場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知されることとなった。
○農薬
4）トリフロキシストロビン
・事務局から説明。
・「トリフロキシストロビンの一日摂取許容量（ADI）を、0．05mg／kg体重／日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知されることとなった。

<参考>
1）～3）生落花生、緑茶等に天然に存在するほか、加熱調理、焙煎により生成する成分です。欧米では清涼飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。
4）殺菌剤で、りんご、茶等に使用し、なしへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）も設定されています。

（3）食品安全モニターからの報告（平成20年6月分）について
・食品安全モニターから6月中に報告された43件について事務局から報告。

（4）平成20年度食品安全モニター会議について
・事務局から報告。

（5）我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について
・事務局から説明。

今回作成された資料「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の現状について」を広く一般に周知するため、委員長談話とともに公表することとなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237
Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.
プライバシーポリシー